

全国労働衛生週間を迎えて

みんなで進める健康管理の定着を

名古屋北労働基準監督署長

越川 稔



全国労働衛生週間が、「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

をスローガンに、10月1日から取り組まれます。この週間は、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的労働衛生管理活動を通じて労働者の健康の確保等に大きな役割を果たしてききました。今年度のスローガンの趣旨は、業務上疾病の被災者は長期的には減少している

ものの近年は横ばいとなっていること、一般定期健康診断での有見者の割合が増加を続けていること、印刷業での胆管がんの発生が問題となるなど職場での健康リスクが依然として存在していること、我が国の自殺者3万人超のうち約2700人が勤務問題を原因・動機の一つとしており、職場におけるメンタルヘルス対策の取り組みが重要な課題となっています。こうしたことから、第11次労働災害防止計画の最終年の今年度は計画目標の達成に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進に着実に取り組んで健康を確保する必要があります。

と、メンタルヘルスケアの積極的な推進によって労働者がメンタルヘルスに関する措置を受けられる職場を実現すること、さらに、快適な職場環境の形成のため受動喫煙のない職場を実現することが重要であるとして、事業場の労働衛生意識の高揚を図って自主的労働衛生管理活動の一層の促進を図る、ということのようです。

ところで、8月8日付けのT新聞の記事に長時間労働に関する次のような記事がありました。「2000年以降に労働基準監督署や裁判所が社員の過労死や過労自殺を認定した企業のうち、本紙が把握できた111社について残業時間の上限を調べたところ、約半数の54社で依然として月80時間（いわゆる過労死ライン）以上の残業を認めていることが分かった」

同紙は、7月28日付けの社説「過労社会 まず休息から考えよう」でも、東証一部上場売り上げ上位100社のうち、7割が月80時間以上の残業を認める協定を結んでいるとして、「休息时间」（11時間）の考え方を提案しています。業務と業務の間に休息期間を設けることは「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」にその例がありますが、連続8時間（分割の場合は1回当たり4時間以上、合計10時間）以上とかなり短く、通勤や、食事、入浴等の時間を引けば休息に充てられる時間はかなり短くなります。労働安全衛生規則第22条は、衛生委員会の付議事項として、その第9号で、長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること、を規定しています。「みんなで進める健康管理」の一つとして、衛生委員会の議論をぜひ活発にしていたいただきたいと思えますし、衛生委員会のないところでも労使の話し合いを進めて精神衛生上も快適な職場づくりを進めていただくよう期待しています。

